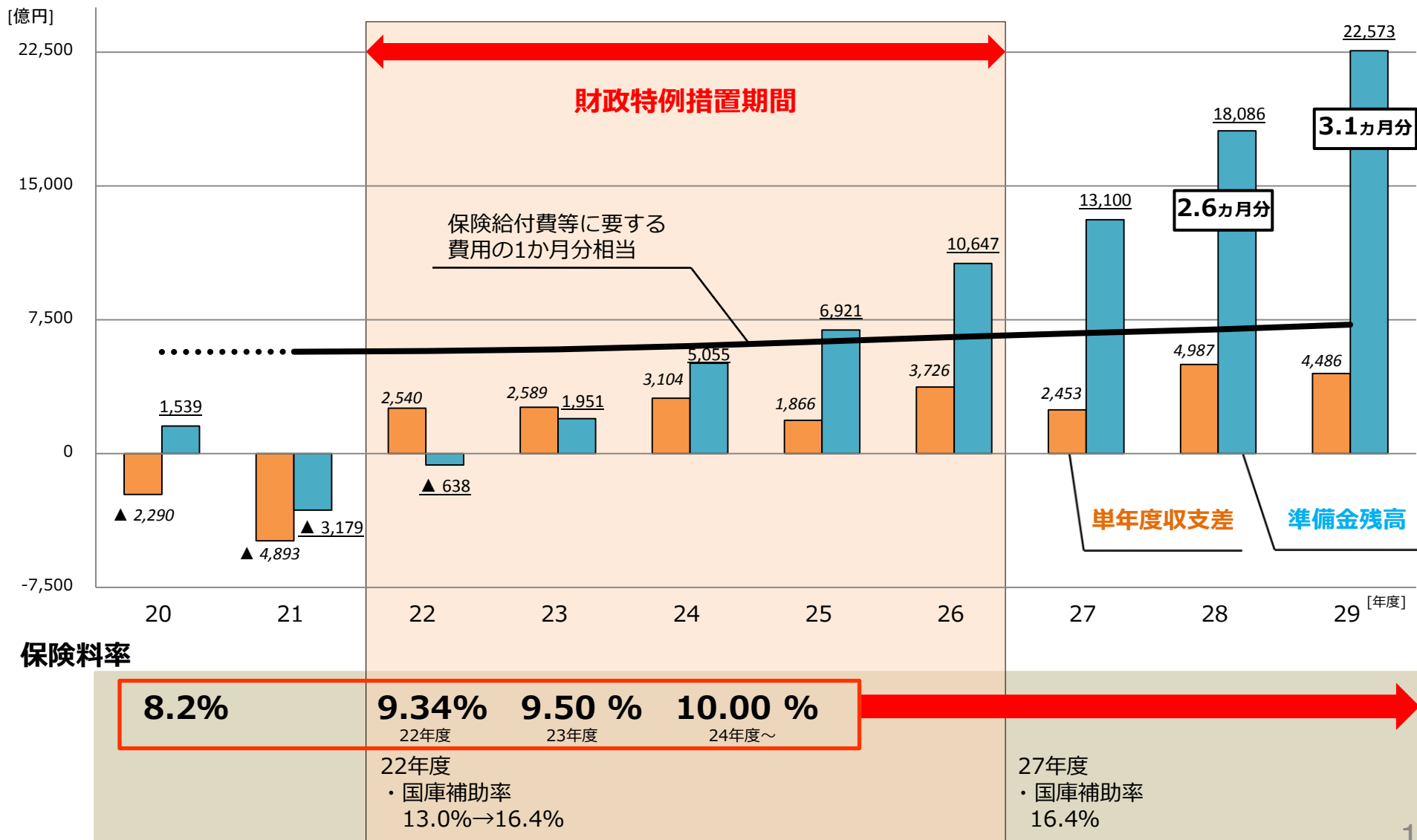


平成31年度 保険料率について

平均保険料率と準備金残高等の推移（協会会計と国の特別会計との合算ベース）

○協会設立直後に発生したリーマンショックやインフルエンザの大流行による財政赤字を解消するため、保険料率を段階的に10%まで引き上げてきた。近年は被保険者の増加もあって、財政は黒字化し準備金も積み上がっているが、少子高齢社会の進展により今後、準備金の減少や保険料率の引き上げが懸念される。



1. 運営委員会での議論の経緯

- 平成29年12月19日の運営委員会での議論において、理事長より「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」旨の考えが示されている。
平成31年度の保険料率については、この理事長発言を踏まえつつ議論が進められた。
- 平成31年度の平均保険料率について、一部引下げの意見もあったが、10%維持の意見が主だった。具体的には、「平均保険料率10%を維持し中長期的に安定した運営をすべき」との意見がある一方「税や保険料の負担増の影響で事業所数が減少することのないよう保険料率を下げられるときに下げるべきである」との意見もあった。
- 激変緩和措置については、8.6/10に引き上げることで特段の異論はなかった。
- 保険料率の改定時期については、平成31年4月納付分から変更することについて、特段の異論はなかった。

参考：平成31年度保険料率についての支部評議会の意見

理事長の現時点における考え（状況に大きな変化がない限り、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと）を各支部評議会で説明した上での意見書提出について、内訳は下記の通り。

1. 31年度の平均保険料率について

意見書の提出なし 9支部

意見書の提出あり 38支部

- | | |
|---------------------------|------|
| ① 平均保険料率10%を維持するべきという支部 | 18支部 |
| ② ①と③の両方の意見のある支部 | 13支部 |
| ③ 引き下げるべきという支部 | 6支部 |
| ④ その他（平均保険料率に対しての明確な意見なし） | 1支部 |

収支見込（医療分）について

（単位：億円）

		29年度	30年度		31年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (30年12月) (b)	30-29 (b-a)	政府予算案を踏まえた見込 (30年12月) (c)	31-30 (c-b)	
収入	保険料収入	87,974	91,314	3,340	96,572	5,257	24-30年度保険料率： 10.00% 31年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,343	11,850	507	12,110	261	
	その他	167	179	12	600	421	
	計	99,485	103,343	3,858	109,282	5,939	
支出	保険給付費	58,117	60,206	2,089	64,373	4,167	○31年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 31年度均衡保険料率： 9.46%
	老人保健拠出金	0	-	▲ 0	-	-	
	前期高齢者納付金	15,495	15,262	▲ 233	15,257	▲ 5	
	後期高齢者支援金	18,352	19,516	1,164	20,971	1,455	
	退職者給付拠出金	1,066	208	▲ 858	2	▲ 206	
	病床転換支援金	0	0	0	0	▲ 0	
	その他	1,969	2,745	777	3,489	744	
	計	94,998	97,937	2,938	104,092	6,155	
単年度収支差		4,486	5,406	920	5,190	▲ 216	
準備金残高		22,573	27,979	5,406	33,169	5,190	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

2. 協会としての判断

（1）平成31年度の平均保険料率については、10%を維持する。

<判断に当たって勘案した要素>

- ① 協会けんぽでは医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていない。
- ② 団塊の世代が75歳以上となり、高齢者医療費の増加が見込まれる2025年を見据えれば、後期高齢者支援金等の規模は今後も拡大していくことを見込まれており、今後の財政状況については予断を許さない状況である。
- ③ 従来から平均保険料率10%が負担の限界であるとの意見があり、中長期的にみて、できる限りこの負担の限界水準を超えないようにすることを基本として考えていく必要がある。

平成31年度の保険料率（医療分）について

(2) 激変緩和率については、現行の適用期限（平成31年度末）を踏まえて計画的に解消していく観点から、10分の8.6とし、10分の1.4引き上げる。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
激変緩和率	$\frac{1}{10}$	$\frac{1.5}{10}$	$\frac{2}{10}$	$\frac{2.5}{10}$	$\frac{2.5}{10}$	$\frac{2.5}{10}$	$\frac{3}{10}$	$\frac{4.4}{10}$	$\frac{5.8}{10}$	$\frac{7.2}{10}$	$\frac{8.6}{10}$	$\frac{10}{10}$

(3) 保険料率の変更時期については、平成31年4月納付分からとする。

平成31年度の保険料率（愛知支部）の見込みについて

■ 料率の見込み

単位（%）

	全国平均	愛知支部
共通保険料率（a） （高齢者医療への拠出金、現金給付費など）	4.82 〔 高齢者納付金等 3.53 現金給付費等 0.46 〕 〔 保健事業費等 0.89 その他 ▲0.06 〕	
医療給付費についての調整前の 所要保険料率	5.18	4.55
医療給付費についての年齢・所得調整後の 保険料率（b）	5.18	5.06 〔 年齢調整+0.18 〕 〔 所得調整+0.33 〕
（a） + （b）	10.00	9.88
保険料率 （激変緩和措置後）	10.00	9.90
保険料率 （精算含む）	10.00	9.90

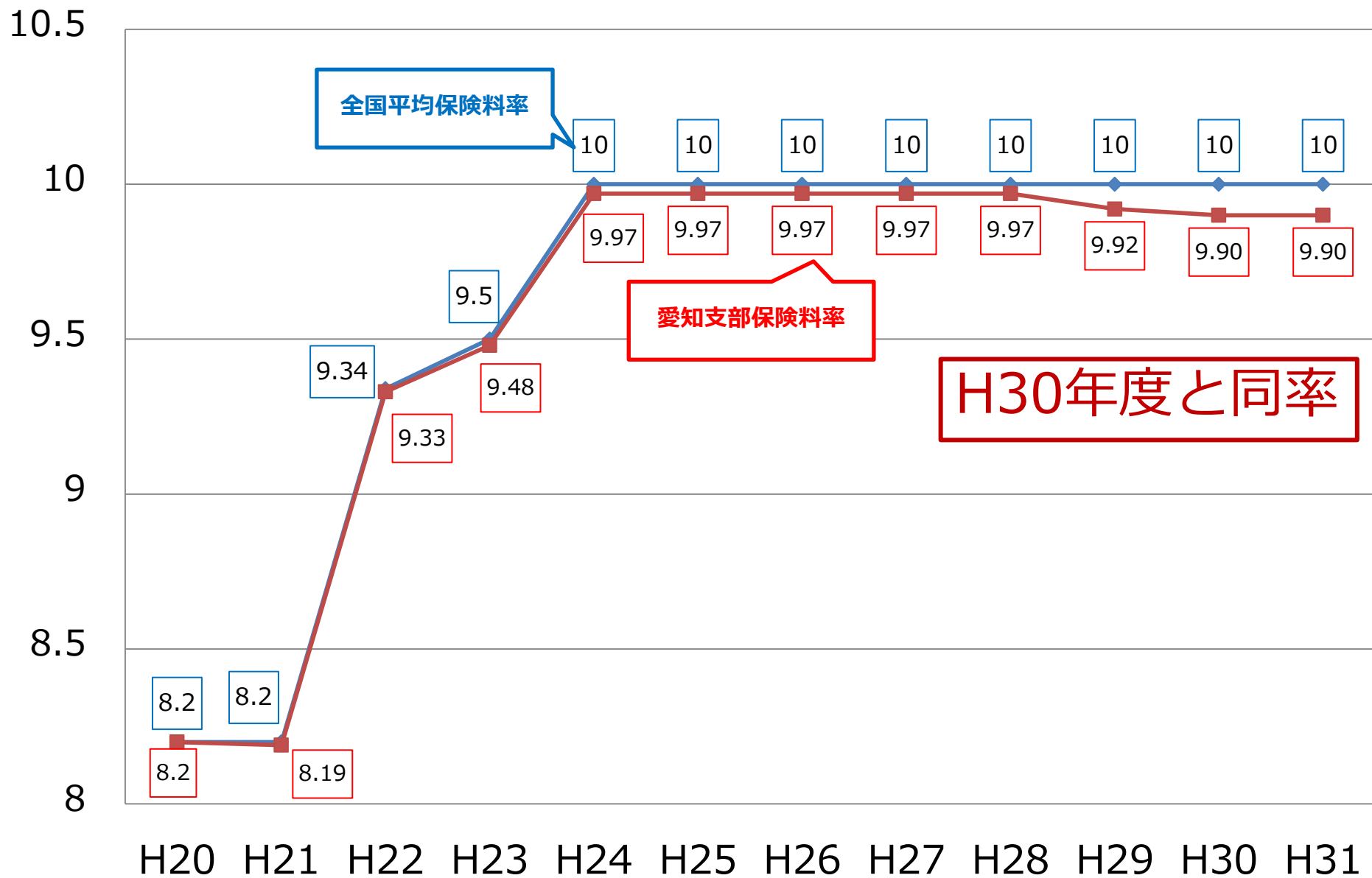
注）現時点での暫定版（激変緩和率及び震災に伴う波及増の告示額が平成31年1月下旬に確定するため）

■ 変更時期

健康保険料率、介護保険料率ともに平成31年4月納付分から変更する。

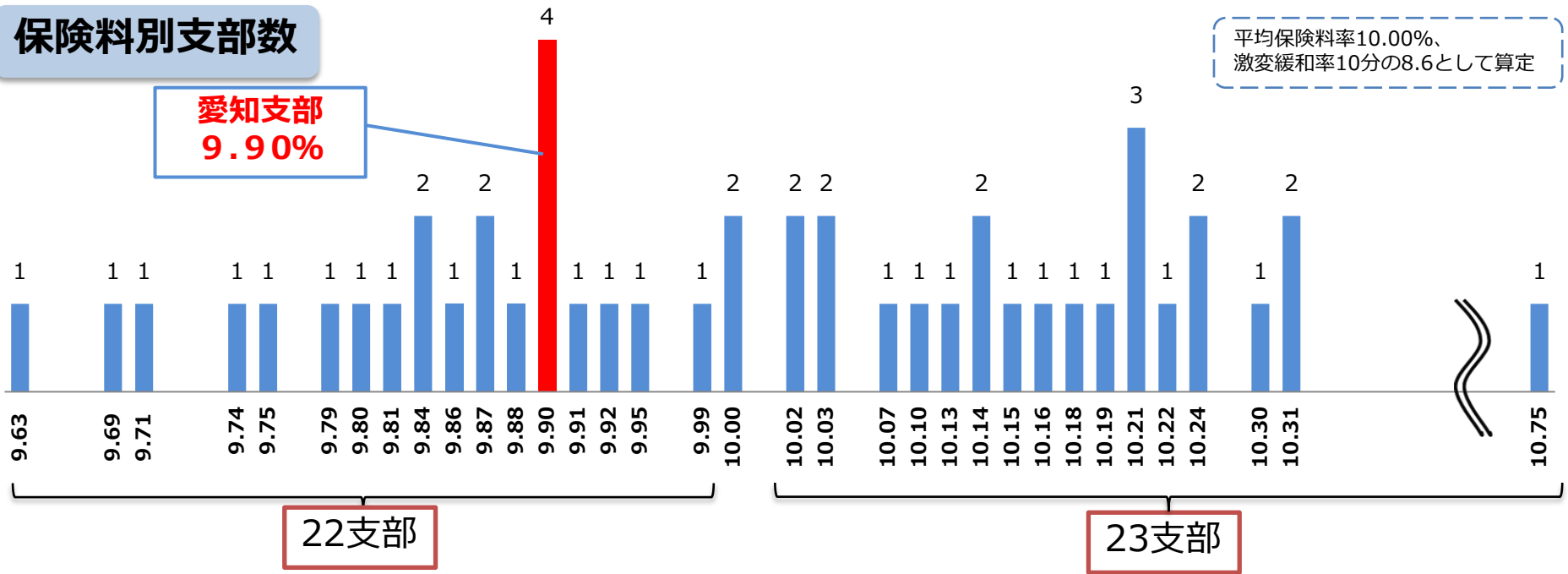
協会けんぽ愛知支部の健康保険料率の推移

(%)

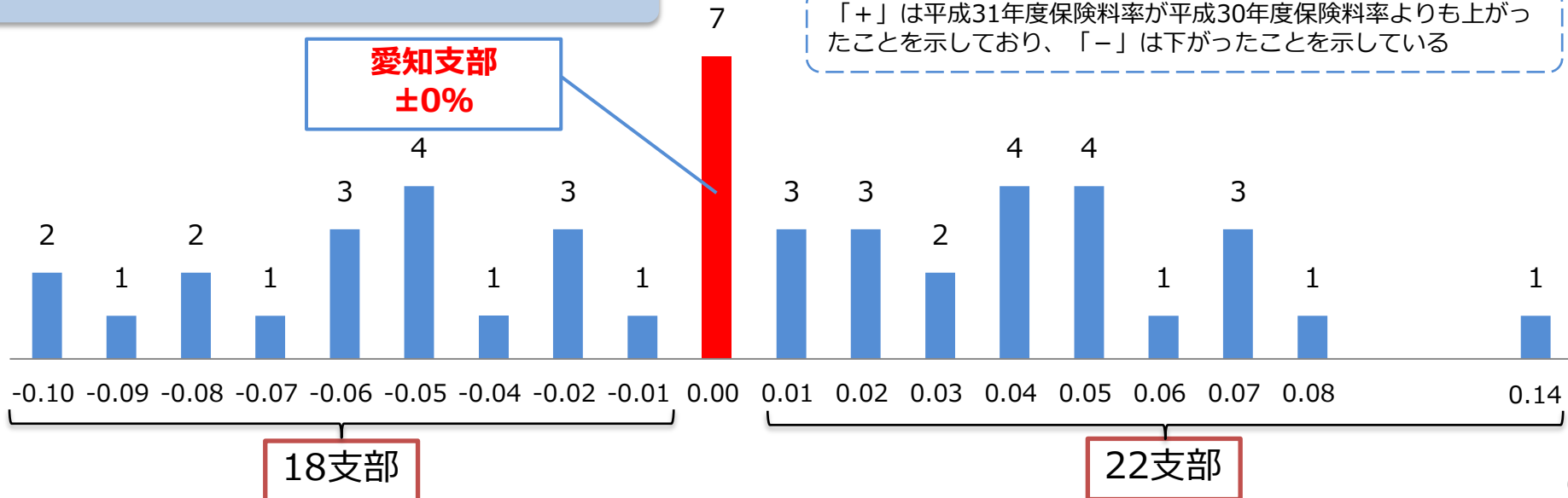


平成31年度 都道府県単位保険料率 支部ごとの状況 (暫定版)

保険料別支部数



平成30年度からの変化 (支部数)



平成31年度保険料率および収支見込について (介護分)

介護保険の平成31年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

31年度は、30年度末に見込まれる不足分（401億円）も含め、**単年度で収支が均衡するよう1.73%（4月納付分から変更）とする。**

※ 31年度政府予算案では、介護納付金は10,252億円と前年度比で122億円の増加の見込み。

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		29年度	30年度	31年度	備考
		決算	直近見込 (30年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (30年12月)	
収入	保険料収入	8,680	8,665	10,169	29年度保険料率： 1.65%
	国庫補助等	1,174	879	504	30年度保険料率： 1.57%
	その他	0	0	0	31年度保険料率： 1.73%
	計	9,854	9,545	10,673	納付金対前年度比 ⇒ + 122
支出	介護納付金	9,858	10,130	10,252	
	その他	0	18	0	
	計	9,858	10,148	10,252	
単年度収支差		▲ 5	▲ 603	420	
準備金残高		202	▲ 401	19	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。